

# 特定非営利活動法人 中村元記念館東洋思想文化研究所 定 款

## 第1章 総 則

### (名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 中村元記念館東洋思想文化研究所と称する。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を島根県松江市に置く。

### (目 的)

第3条 この法人は、故中村元博士及び東洋の思想・文化に関心のある不特定の人に対し、公益財団法人中村元東方研究所と協力連携し、中村元記念館の管理運営及び故中村元博士の蔵書の管理を行うとともに、地域の振興と文化・人づくりに関する事業を行い、かつ故中村元博士の業績の顕彰、同博士によって進展した東洋思想・文化の研究、啓発普及に寄与することを目的とする。

### (活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (5) 国際協力の活動
- (6) 子どもの健全育成を図る活動
- (7) 情報化社会の発展を図る活動
- (8) 経済活動の活性化を図る事業
- (9) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (10) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

### (活動に係る事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するために、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 故中村元博士の蔵書の管理及び中村元記念館の管理と運営
- (2) 東洋思想・文化に関わる研究、講座、イベント等の実施

- (3) 東洋思想・文化の普及、啓発のための出版及び広報事業
- (4) 国際文化交流事業
- (5) 地域の文化、経済、観光、人づくりを推進するために必要な事業

## 第2章 会 員

### (会員の種別)

第6条 この法人の会員は、正会員及び支援会員の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）における社員とする。

- 2 正会員はこの法人の趣旨に賛同し、活動および運営に参画できる個人及び法人・団体とする。
- 3 支援会員は、この法人の趣旨に賛同し、活動に協力する個人及び法人・団体とする。

### (正会員の入会)

第7条 正会員として入会しようとするものは、別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。

- 2 理事長は、前項の申し込みがあつたときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

### (研究会員の入会)

第8条 削除

### (支援会員の入会)

第9条 削除

- 2 支援会員として入会しようとするものは、別に定める入会申込書により理事長に申し込むものとする。
- 3 理事長は、前項の申し込みがあつたときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 理事長は、入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

### (入会金及び年会費)

第10条 会員は、毎年一回の年会費を納入しなければならない。

- 2 入会金と年会費の額は、別に理事会の議決を経て定め、総会に報告する。

### (会員の資格喪失)

第11条 会員が次のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。

- (2) 本人が死亡し、または失そう宣告を受けたとき。
- (3) 研究会員及び支援会員である法人・団体が解散したとき。
- (4) 継続して2年以上年会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。

#### (退 会)

第12条 会員は、別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

#### (除 名)

第13条 会員が次のいずれかに該当する場合には、理事会の議決により、これを除名することができる。

- (1) 法令および本会の定款又は規則に違反したとき。
  - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

#### (会費等の不返還)

第14条 この法人は、既納の入会金、年会費その他の拠出金品は返還しない。

### 第3章 役員

#### (役員の種類及び定数)

第15条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理 事 8名以上 15名以内
  - (2) 監 事 2名以内
- 2 理事のうち1名を理事長、2名以内を副理事長とする。また1名を専務理事、1名を常務理事とすることができる。

#### (役員を選任等)

第16条 理事は、理事会で選任し、総会に報告する。

- 2 理事長、副理事長、専務理事、常務理事は、理事の互選とする。
- 3 法第20条の各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 4 監事は、総会で選任する。
- 5 監事は、理事及びこの法人の職員を兼ねてはならない。
- 6 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1名を超えて含まれ、又は当該役員ならびにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

#### (役員職務)

第17条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。理事長以外の理事は、法人の業務について法人を代表しない。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、業務を管理する。
- 4 常務理事は、事業等事務局の運営・管理を執り行う。
- 5 理事は、理事会を構成し、この定款の定めおよび理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 6 監事は、次に掲げる業務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行状況又は、この法人の財産状況について、理事に意見を述べること。

#### (役員任期)

第18条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
- 4 後任の監事が選任されていない場合に限り、総会における後任の選任までの間、前任者の任期を延長する。

#### (欠員の補充)

第19条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

#### (役員解任)

第20条 理事が次のいずれかに該当する場合には、理事会において出席理事の3分の2以上の議決により、当該理事を解任することができる。また、監事が次の各号に該当する場合は、総会において出席会員の3分の2以上の議決により、当該監事を解任することができる。ただし、その

理事および監事に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反や、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

#### (役員の報酬)

第21条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を遂行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 役員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

#### (顧問の設置)

第22条 この法人に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、学識経験者又はこの法人に功労があつた者のうちから、理事会の推薦により、理事長が委嘱をする。
- 3 顧問は、この法人の運営に関して、理事長の諮問に応え、又は理事長に対して意見を述べる。
- 4 顧問の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

## 第4章 会 議

#### (会議の種別)

第23条 削除

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

#### (総会の構成)

第24条 総会は、正会員をもって構成する。

#### (総会の権能)

第25条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 事業報告及び決算の承認
- (3) 監事の選任及び解任
- (4) 合併
- (5) 解散
- (6) 会員の除名
- (7) その他、理事会が総会に付すべき事項として決議した事項

#### (総会の開催)

第26条 通常総会は、毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
  - (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
  - (2) 正会員の3分の1以上から、会議の目的を記載した書面によって招集の請求があったとき。
  - (3) 監事から第17条第6項第4号の規定により招集があったとき。

#### (総会の招集)

- 第27条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。
- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その請求があった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
  - 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面若しくは電子メールをもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

#### (総会の議長)

第28条 総会の議長は、理事長がこれにあたる。

#### (総会の定足数)

第29条 総会は、正会員10人以上の出席者がなければ開催することができない。

#### (総会の議決)

- 第30条 総会における議決事項は、第27条第3項の規定によって予め通知した事項とする。
- 2 総会の議決事項は、この定款に規定するもののほか、出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
  - 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面、又は電子メールにより同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

#### (総会での表決権)

- 第31条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。
- 2 やむを得ない理由のために総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
  - 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。
  - 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

#### (総会の議事録)

第32条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しな

なければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員の現在員数、出席者数及び出席者氏名（表決委任者があ  
る場合にあつては、その数を付記すること）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名  
が記名、押印しなければならない。
  - 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面、又は電子メールにより  
同意の意思を表示したことにより、総会の決議があつたとみなされた  
場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
    - (1) 総会の決議があつたものとみなされた事項の内容
    - (2) 全号の事項の提案をした者の氏名又は名称
    - (3) 総会の決議があつたものとみなされた日
    - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第5章 理 事 会

### （理事会の構成）

第33条 理事会は、理事をもって構成する。

### （理事会の権能）

第34条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 削除
- (2) 理事の選任、解任、報酬、職務
- (3) 入会金及び年会費の額
- (4) 事務局の組織及び運営
- (5) その他、この法人の運営に関する必要な事項

### （理事会の開催）

第35条 理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した  
書面をもって招集の請求があつたとき。

### （理事会の招集）

第36条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号による請求があつたときは、その請求があつた日

から21日以内に理事会を召集しなければならない。

- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面若しくは電子メールをもって少なくとも2日前までに通知しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、緊急に理事会の招集の必要が生じたときには理事長の判断でこの期間を短縮することができる。

#### **(理事会の議長)**

第37条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

#### **(理事会の定足数)**

第38条 理事会は理事の過半数以上の出席がなければ議決することができない。

#### **(理事会の議決)**

第39条 理事会における議決事項は、第36条3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### **(理事会での表決権等)**

第40条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のために理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、他の理事を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第38条及び第39条第2項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の表決に加わることができない。

#### **(書面による議決)**

第40条の2 理事長は、特別の理由があるときは、理事会で議決すべき事項について書面による議決を求めることができる。

- 2 前項の規定による議事は、理事総数の過半数の者の書面によって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### **(理事会の議事録)**

第41条 理事会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること）
- (3) 審議事項

- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名が記名、押印し、これを保存しなければならない。

## 第6章 資産及び会計

### (資産の構成)

第42条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び年会費
- (3) 寄附金品
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

### (資産の管理)

第43条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

- 2 前項にかかわらず、公益財団法人中村元東方研究所より寄贈を受けた故中村元博士蔵書等一式については、同法人とこの法人が締結した覚書にしたがうものとする。

### (会計の原則)

第44条 この法人の会計は、特定非営利活動促進法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

### (事業年度)

第45条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### (事業計画及び予算)

第46条 この法人の事業計画及び予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、理事会の議決を経て、総会に報告する。

- 2 理事長は予算成立の日までは、前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。
- 3 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。
- 4 当該事業年度中の事業計画及び予算の変更は、理事会の議決による。

### (事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後に速やかに作成し、理事会の議決及び監事の監査を経た上で、当該事業年度終了後の通常総会の承認を得なければならない。

- 2 この法人の決算において、余剰金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

#### (長期借入金)

第48条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において3分の2以上の議決を得なければならない。

## 第7章 事務局・委員会

#### (事務局の設置)

第49条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

#### (職員の任免)

第50条 事務局長及び職員の任免は、理事会の議決を経て、理事長が行う。

#### (組織及び運営)

第51条 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

- 2 「中村元記念館」、「東方学院松江校」及び「中村元東洋思想文化研究所」の組織及び運営については、「中村元記念館組織・運営規程」、「東方学院松江校組織・運営規程」及び「中村元記念館東洋思想文化研究所組織・運営規程」をそれぞれ別に定める。

#### (委員会の設置)

第52条 この法人は、特定の事業の円滑な遂行を図るため、理事会の議決を経て、その事業に関する委員会を設けることができる。

- 2 委員会は、その定められた事業について、理事会の議決に基づき、調査・研究し、又は事業を遂行する。
- 3 委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

#### (定款の変更)

第53条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会出席者の過半数以上の議決を経、かつ法第25条第3項に規定する軽微な事項に係る変更以外

のものについては、所轄庁の認証を得なければならない。

#### (解散)

第54条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の議決
  - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
  - (3) 社員の欠亡
  - (4) 合併
  - (5) 破産手続開始の決定
  - (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し
- 2 前項第1号の事由により本会が解散するときは、総会出席者の過半数以上の議決を得なければならない。
  - 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を受けなければならない。
  - 4 この法人が解散したときは、理事が清算人となる。

#### (残余財産の帰属)

第55条 この法人が解散したときに残存する財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、総会出席者の過半数以上の議決を経、地方公共団体又は公益財団法人等（法第11条第3項に掲げる者）に譲渡するものとする。

#### (合併)

第56条 この法人は、理事現在数の4分の3以上及び総会出席者の過半数以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を得て、他の特定非営利活動法人と合併することができる。

## 第9章 書類の備置き、閲覧及び公告方法

#### (書類の備置き)

第57条 この法人は、毎事業年度初めの3ヶ月以内に、前事業年度における次の書類を作成し、これらを、その作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、事務所に備え置かなければならない。

- (1) 前事業年度の事業報告書、計算書類及び財産目録
- (2) 役員名簿（前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所並びにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載した名簿）
- (3) 社員のうち10名以上の者の氏名及び住所等を記載した書面

#### (閲覧)

第58条 会員等及び利害関係人から前条の書類及び定款若しくはその認証若しくは登記に関する書類の写しの閲覧請求があったときは、これを拒む正当な理由がない限り、これに応じなければならない。

**(公告の方法)**

第59条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告及び法35条第2項に規定する合併の認証後の異議の申し出の公告については、この法人のホームページに掲載して行う

## **第10章 雑 則**

**(細則)**

第60条 この定款の実施について必要な規則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

**【附則】**

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の会員の入会金及び年会費は、第10条の規定にかかわらず、以下の金額とする。  
(正会員)  
入会金 0円 年会費 3,000円  
(支援会員)  
入会金 0円 年会費 一口 10,000円
- 3 この法人の設立当初の役員は、次に掲げるものとする。その任期は、第18条第1項の規定にかかわらず、この法人の設立の日から平成25年6月30日までとする。

理 事 長	清水谷 圭
副理事長	前田 専學
副理事長	谷口 博則
理 事	飯塚 大幸
同	石原俊太郎
同	石倉 昭和
同	上野 敬子
同	河原 八郎
同	清水谷善暁
同	中尾 禎仁
同	吉田 史章

監 事       堀内 伸二  
同           金築 俊輔

- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第45条の規定にかかわらず、この法人の設立の日から平成25年3月31日までとする。
- 5 この定款の変更は、所轄庁の認証の日（平成29年11月20日）から施行する。
- 6 この定款の変更は、総会の議決の日（平成30年5月21日）から施行する。
- 7 この定款の変更は、所轄庁の認証の日（平成30年8月1日）から施行する。
- 8、この定款の変更は、所轄庁の認証の日（令和2年7月17日）から施行する。

